



# 埼玉県報

第 2979 号  
平成 30 年(2018 年)  
2 月 23 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る函書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 埼玉県虐待禁止条例第 2 条第 6 号の規定により知事が定める施設等に係る告示（こども安全課）
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 備前渠用水路土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の換地処分（市街地整備課）
- 一般国道 125 号の区域の変更（行田県土整備事務所）

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十六号

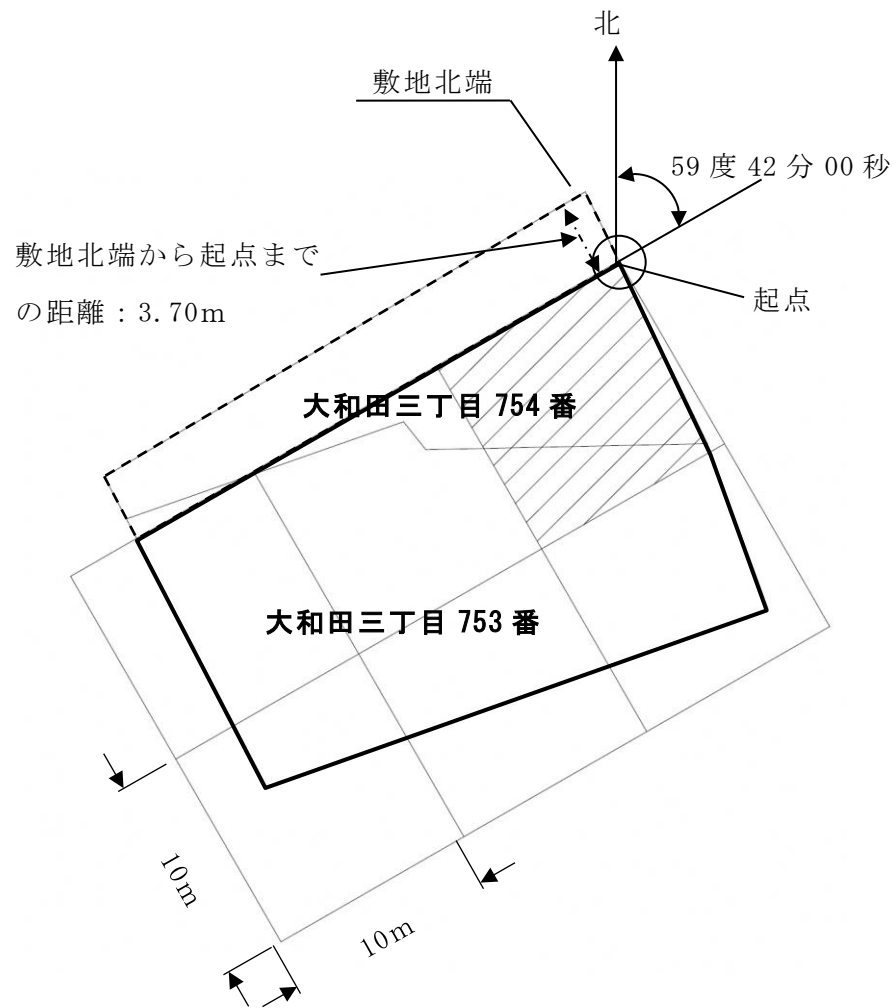
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百五十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県新座市大和田三丁目七百五十三番の一部及び七百五十四番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点

埼玉県新座市大和田三丁目 754 番の北端から敷地東側境界に沿って 3.70m の地点とする。

格子の回転角度：59 度 42 分 00



形質変更時要届出区域の指定を解除する区画



調査対象範囲



敷地境界



地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十七号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号、第六号及び第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社めいとケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県松戸市殿平賀五十六番地一
- 三 事業所の名称  
北野訪問介護支援センター
- 四 事業所の所在地  
埼玉県新座市北野二―十四―二十
- 五 介護保険事業所番号  
一七五―〇一八七〇
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年二月九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号、第六号及び第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社めいとケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県松戸市殿平賀五十六番地一
- 三 事業所の名称  
めいと松原団地訪問介護事業所
- 四 事業所の所在地  
埼玉県草加市松原五―四―四めかりビル二〇六号室
- 五 介護保険事業所番号  
一一七一八〇二一六六
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年二月九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十五条の九第一項第二号、第九号及び第十号の規定により指定を取り消したので、同法第一百五十五条の十第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社めいとケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県松戸市殿平賀五十六番地一
- 三 事業所の名称  
北野訪問介護支援センター
- 四 事業所の所在地  
埼玉県新座市北野二―十四―二十
- 五 介護保険事業所番号  
一―七五―〇一八七〇
- 六 サービスの種類  
介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年二月九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十五条の九第一項第二号、第九号及び第十号の規定により指定を取り消したので、同法第一百五十五条の十第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社めいとケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県松戸市殿平賀五十六番地一
- 三 事業所の名称  
めいと松原団地訪問介護事業所
- 四 事業所の所在地  
埼玉県草加市松原五―四―四めかりビル二〇六号室
- 五 介護保険事業所番号  
一七一一八〇二一六六
- 六 サービスの種類  
介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年二月九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年四月一日



## 告 示

### 埼玉県告示第百四十二号

埼玉県虐待禁止条例（平成二十九年埼玉県条例第二十六号）第二条第六号の知事が告示で定める施設又は事業を次のとおり定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施設

- イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二一条の四に規定する児童を一時保護する施設
- ロ 法第三十七条に規定する乳児院
- ハ 法第三十八条に規定する母子生活支援施設
- ニ 法第三十九条第一項に規定する保育所
- ホ 法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園
- ヘ 法第四十条に規定する児童厚生施設
- ト 法第四十一条に規定する児童養護施設
- チ 法第四十二条に規定する障害児入所施設
- リ 法第四十三条に規定する児童発達支援センター
- ヌ 法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設
- ル 法第四十四条に規定する児童自立支援施設
- ヲ 法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター
- ワ 法第五十九条の二第一項に規定する施設

#### 二 事業

- イ 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業
- ロ 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- ハ 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- ニ 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- ホ 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- ヘ 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業
- ト 法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業
- チ 法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業
- リ 法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業
- ヌ 法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業
- ル 法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- ヲ 法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

ワ 法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて前号ロからワまでに掲げる施設の設置者又はイからヲまで及びカに掲げる事業を行う者が行う一時保護（同条第十項の規定により同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなされるものを含む。）

カ 前号リに掲げる施設において行われる法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業以外の事業

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	宮 部 尊 太	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百九十三番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前渠用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 中 野 和 行 埼玉県熊谷市永井太田千五十六番地

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十五号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三芳町

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

入間郡三芳町大字藤久保地内

### 四 作業期間

平成三十年一月二十二日から平成三十年三月二十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十六号

平成二十九年埼玉県告示第千三百五十九号で公示した公共測量は、平成三十年二月十三日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

平成二十七年埼玉県告示第七百二十八号で公示した公共測量は、平成三十年一月三十一日終了した旨測量計画機関である朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十八号

平成二十九年埼玉県告示第十四号で公示した公共測量は、平成三十年二月九日終了した旨測量計画機関である三島開発株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 施行者の名称

吉川市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成二年埼玉県告示第千二百十二号、平成六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号、平成十一年埼玉県告示第千八百八十六号及び平成二十三年埼玉県告示第百三十八号の事業地に大字富新田字南谷、大字高久字佐左エ門及び字野会、大字中曾根字九反、美南一丁目、美南二丁目及び美南三丁目の区域を加え、大字高久字町田及び字小帳、大字中曾根字川戸沼及び字八幡及び大字道庭字堤外地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成六年埼玉県

告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号、平成十一年埼玉県告示第千八百八十六号及び平成二十三年埼玉県告示第二百三十八号の事業地に大字富新田字南谷、大字高久字佐左エ門及び字野会、大字中曾根字九反、美南一丁目、美南二丁目及び美南三丁目の区域を加え、大字高久字町田及び字小帳、大字中曾根字川戸沼及び字八幡、大字道庭字堤外、吉川一丁目、吉川二丁目、平沼一丁目及び保一丁目地内において事業地を変更する。

# 告 示

## 埼玉県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成四年埼玉県告示第二百五十六号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

深谷市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）

### 三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から

平成三十五年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

平成四年埼玉県告示第二百五十六号、平成七年埼玉県告示第七百十二号、平成十一年埼玉県告示第千二十六号、平成十七年埼玉県告示第二千三百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十四号の事業地のうち深谷市普濟寺字町、字前耕地及び字前原の一部を加え、岡新田字新田、字新田下、字岡下村飛地及び字普濟寺境、岡下字白山及び字蛇喰地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

所沢市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から平成三十二年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から平成三十七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千五百五十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十号、平成七年埼玉県告示第四百八十号、平成十年埼玉県告示第九十一号、平成十三年埼玉県告示第四百二十九号、平成十五年埼玉県告示第二千二百一十一号、平成二十四年埼玉県告示第千七百五十五号の事業地に、毛呂山町大字川角字上西ヶ谷、下西ヶ谷、数馬前、宮前、苗木原、吹上、吹上前、東原、峯敷及び大字下川原字田向、矢嶋、上殿、西原、山田、沼下を加える。

##### (2) 雨水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三島開発株式会社から川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市串作字川北三四九番一 地先</p>	<p>から 加須市串作字川北三三一 番地先</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五〇 一一・五〇</p>	<p>一〇・〇〇 一〇・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事</p>		<p>備考</p>